

2021年5月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

令和3年度税制改正の大綱

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

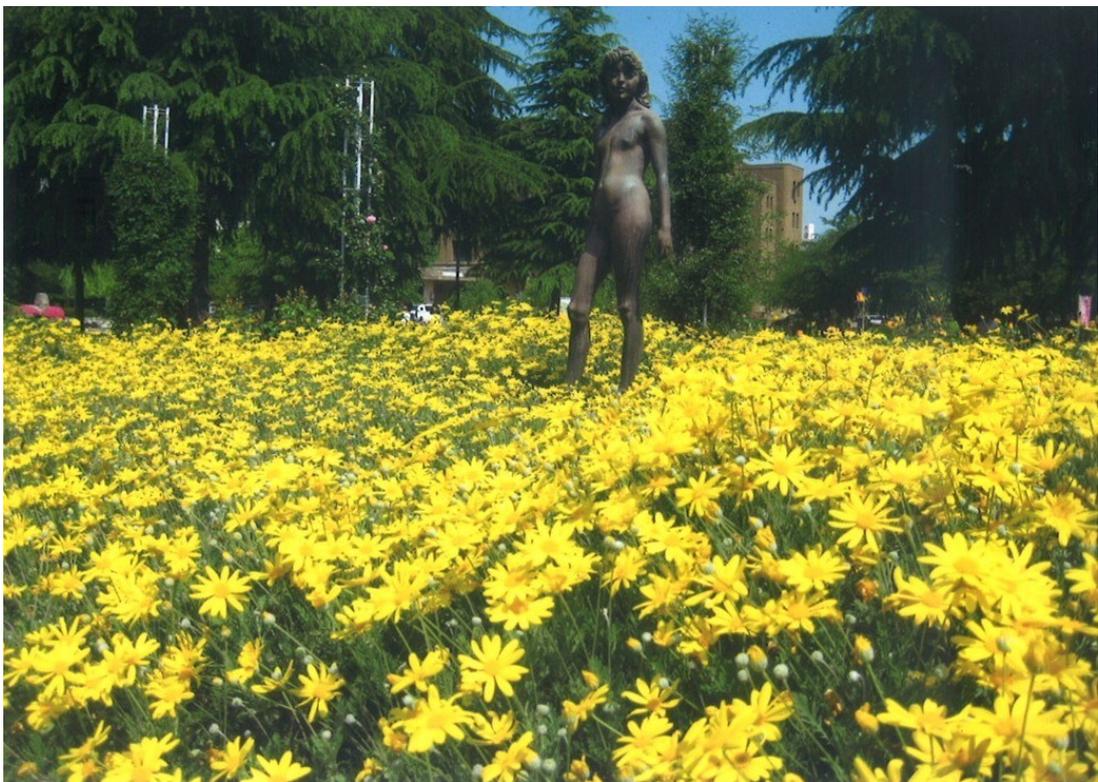
〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「少女」 税理士 立野 清敏先生 撮影

## 目次

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| 2 事業再構築にむけて         | 6 同一労働同一賃金について |
| 3 “情報ツウな自分を確認する” 消費 | 7 交通事故の治療費     |
| 4 令和3年度税制改正の大綱      | 8 ご案内          |

No.587

# 事業再構築に向けて

センター代表 杉浦 康晴

春から初夏に近づく中、東京オリンピック（以後東京五輪）を前にして、日本人アスリートの活躍で日本中が盛り上がっています。

まずは競泳の池江璃花子選手です。2019年に白血病と診断されてから約2年、見事に復活され、数々の偉業を成し遂げて東京五輪出場が決まりました。

また、男子ゴルフの松山英樹選手が「マスターズ」初出場から10年目にして、日本人男子としては初となる念願のメジャータイトルを獲得しました。こちらはアジア人としても初のマスターズ制覇となりました。どちらも本当に快挙としか言いようがなく、テレビ中継を見ているこちらにも涙が出るほどに感動しました。

コロナ禍で連日不安になるようなニュースが続く中、このような明るい話題は大変嬉しいものです。希望と勇気をいただきました。

東京五輪は開催の方向で進んでおりますが、もしこのまま開催されるようであれば、我々も精一杯応援したいものです。

さて、日本国内においては、緊急事態宣言解除後に全国的に新型コロナウイルス感染症（以後新型コロナ）の感染拡大が続く中、緊急事態宣言に準じるまん延防止等重点措置が大阪、東京などで発出されました。緊急事態宣言ほどの経済活動抑制効果はないものの、自粛などにより経済活動に悪影響が出ることは必至です。

新型コロナのワクチン接種が始まりましたが、日本においては、まだまだ接種が進んでいないため、集団免疫力が上がるのも時間がかかりそうです。日本経済の正常化も回復が遅れることが予想されます。

中小企業は新型コロナの影響で、まだまだ厳しい状況が続いていますが、コロナ禍における中小企業経済政策の一環として、「中小企業等事業再構築促進事業」が実施されることになりました。この施策は、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。事業再構築とは、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編を指し、事業再構築補助金を申請するには、事業再構築のいずれかに該当する合理的で説得力のある事業計画を認定支援機関と策定する必要があります。

新型コロナの影響を受けても資金繰り支援、設備投資・販路開拓支援など様々な支援策を利用することができますので、常に現状を把握し、将来に向けた事業計画を立てることが必要です。是非この機会に自社の経営を見直ししてはいかがでしょうか。



## “情報ツウな自分を確認する”消費

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

コロナ禍の影響で消費者の購買意欲が衰えるなか、多くの企業が創意工夫を凝らし新製品を開発しています。リアルとバーチャルを併用した商品も多くあり、バーチャル宿泊や銭湯といったものもありますが、すべてが収益化できているわけではないようです。大変困難な製品開発ですが、有益と思われる観点を今回ご紹介したいと思います。

フィリップ・コトラーは、製品戦略を述べるなかで、製品・サービスは「核」「形態」「付随機能」の3つの要素から成り立つとしています。「核」とは顧客の問題解決の中核となる顧客が感じるベネフィット。「形態」とは「核」を実現する製品の特性やスタイル、品質、ブランド等。「付随機能」はアフターサービスや保証などの付随機能。そして製品戦略上どれが重要かは、製品特性や競争環境によって異なるものの、一般的には導入期は「核」や「形態」での差別化が可能であるが、市場が成熟すると、「付随機能」の差別化が重要になると述べています。

この「核」の定義づけに新たな見方を行ったのが、クレイトン・M.クリステンセンです。それはある特定の状況で人が成し遂げたい進歩を「ジョブ」と呼び、消費とは「ジョブ」を片づけようとして特定の製品やサービスを「雇う」ことである。そして製品の消費を決定づけるのは、製品の一般的な特性（例えばラーメンの消費なら“空腹を満たすこと”）ではなく、顧客のおかれた状況におい

て、片付けるべき「ジョブ」をいかにうまく処理できるかにあると述べています。例えば評判のラーメン店に行くという行動は“空腹を満たす”ということ以上に“情報ツウな自分を確認する”消費と捉えます。

改めて数年前に流行したタピオカドリンクを例に考えてみます。従来の視点では、「核」はのどの渇きを癒す、甘い刺激を得る、となります。「形態」はドリンクそのものや店舗のブランドです。「付随機能」はキャッシュレスな支払いでしょうか。競合が多数ひしめくなか売り上げを伸ばす施策は、品質向上や付随機能の差別化を図ることです。しかしクリステンセンなら、「核」を購入者が流行の商品を消費しているという満足感、SNSで“いいね!”を得るための素材、または友人とのコミュニケーションツールと考えるでしょう。よってこの事業を飲食業ではなくアミューズメント業と定義し、施策はスピード感のある事業展開、マスメディア・SNSを使ったPR、そしてブームが去れば撤退。です。長く続けるのではなく開廃業を繰り返しながら、先端の流行を提供することがこの事業の製品の「核」と考えるのです。

“消費とは「ジョブ」の処理”すべての業種の製品開発に示唆を与える意味深い考え方だと思います。

参考：[https://mba.globis.ac.jp/about\\_mba/glossary/detail-12330.html#:~](https://mba.globis.ac.jp/about_mba/glossary/detail-12330.html#:~) グロービス経営大学院 MBA用語集 「ジョブ理論」イノベーションを予測可能にする消費のメカニズム」クレイトン M クリステンセン他 ハーパーコリンズ・ジャパン

# 令和3年度税制改正の大綱

葵総合税理士法人 税務会計部 大山 槇史

令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」の注目ポイントをピックアップして解説します。

- 住宅ローン控除の特例の延長等
- 退職所得課税の適正化
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- 所得拡大促進税制の見直し・延長

## 住宅ローン控除の特例の延長等

- 消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合の、控除期間13年の特例について
- ・令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合、一定の条件下、適用期間が延長される
- ・この延長措置については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積要件を緩和する（床面積40㎡以上50㎡未満の住宅も対象とする）

## 退職所得課税の適正化

雇用が流動化している現状に合わせて、勤続年数5年以下の退職者（法人役員等以外）に対する退職金について

- ・退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない
- ・令和4年分以後の所得税に適用
- ・個人住民税も所要の措置を講じる

## 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

直系尊属からの住宅取得等資金贈与に対する贈与税の非課税措置について以下の改正が行われます。

	改正前		改正後	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
契約の締結日				
令和3年4月～12月	1,200万円	700万円	1,500万円	1,000万円

消費税率が10%の場合

- ・合計所得金額が1,000万円以下のものについては、床面積要件を40㎡以上に緩和（住宅ローン控除と同様の措置）

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

節税目的での制度利用を防止するため、祖父母等から孫等に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、贈与者である祖父母等が死亡した場合について

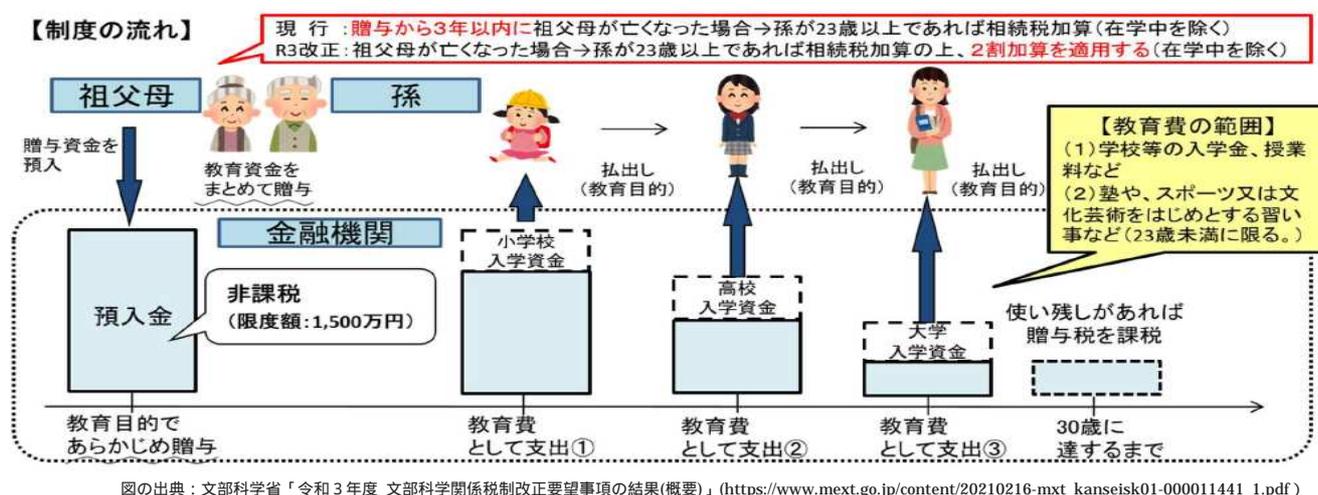
- ・ 贈与からその死亡の日までの年数に関わらず、贈与者死亡時の管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を相続等により取得したものとみなす

但し、その死亡の日を受贈者が次のいずれかの場合は対象外

- イ 23歳未満である場合
- ロ 学校等に在学している場合
- ハ 教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

- ・ 贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用（いわゆる「相続税額の2割加算」が適用される）

上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に適用し、その適用期限は2年間延長されました（令和5年3月31日まで）。



## 所得拡大促進税制の見直し・延長

これまでは「継続雇用者の賃上げ要件」と「全体の賃上げ要件」がありましたが、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるように見直し・簡素化されました。その結果、賃上げ要件として求められる値は「全体の賃上げ」のみとされました。

- ・ 企業全体の給与等支給額（雇用者給与等支給額）を前年度比1.5%以上増加させた場合増加額の15%を税額控除（但し、法人税額の20%を上限とする）
- ・ 次の 及び の要件を満たす場合には10%を上乗せ  
 雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加  
 教育訓練費増加等の要件
- ・ 適用期限を令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度とする

参考：

財務省「令和3年度税制改正の大綱」（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf)）

財務省「令和3年度税制改正の大綱の概要」（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2021/03taikou\\_gaiyou.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/03taikou_gaiyou.htm)）

文部科学省「令和3年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果(概要)」(https://www.mext.go.jp/content/20210216-mxt\_kanseisk01-000011441\_1.pdf)

# 同一労働同一賃金について

葵労務管理事務所 岸川 夏子

同一企業・団体における同一労働同一賃金の導入は、正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差を解消し、自由に多様な働き方を選択できるようになることを目指すものです。令和3年4月から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用改善等に関する法律」が全面施行され中小企業でも不合理な待遇差は禁止となりました。同法では 不合理な待遇差の禁止 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備の規定が設けられました。実際のところ、各事業所様に於いて、この対応にどこからどのように手を付けて良いのか困っている方もいらっしゃると思います。今回はその制度の理解と簡単な手順や対応についてお知らせいたします。

(1) 対象労働者確認・・・以下に該当するかどうか名称ではなく実態でみます。

( ) パートタイム労働者 ( 短時間労働者 )	1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者 同種の業務に従事する( )と比較
( ) 有期雇用労働者	事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者
( ) 通常の労働者	いわゆる正規型労働者及び事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者

(2) 改正ポイントの理解

不合理な待遇差の禁止	同一企業内に於いて、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与、各種手当、福利厚生、教育訓練等について不合理な待遇差を設けることが禁止される。 具体的には通勤手当、皆勤手当、扶養手当、夏季冬季休暇、病気手当には不合理とされた最高裁判決有り。
労働者に対する待遇に関する説明義務の強化	非正規雇用労働者は「正社員と待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることが出来るようになる。 待遇別に上記各手当の支給目的や基準を具体的に説明できるようにしておく。
行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備	当事者間の話し合いで解決できなかった場合、都道府県労働局に問合せ、紛争解決手続きを行う。「均等待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても行政ADR対象となる。

現状の待遇基準が不法行為と判断されないように、上記 の手当の支給の有無について、不合理ではないと具体的に説明できるように支給目的や水準を再確認したほうが良いでしょう。

# 交通事故の治療費

弁護士 長谷川 留美子

身内が亡くなって遺品を整理していたら遺言書が見つかった、こんなときどうしますか？

遺言書が公正証書ではないとき、民法では、「遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。」とされていますので、まずは家庭裁判所に検認の申立をしなければなりません。そして、遺言書が封印されていたときは、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができません。勝手に開封すると、5万円以下の過料に処せられます。

検認とは、遺言書の形式・態様などを調査・確認して、その偽造・変造を防止し、保存を確実にする目的で行われる手続きで、遺言書の有効無効を決める手続きではありません。相続人には検認期日の通知が送られますので、出席して遺言書を見ることが出来ます。出席すると、「被相続人の筆跡ですか？」などの質問を受けることもあります。検認の結果は検認調書に記載され、遺言書には検認されたことの証明書が添付されます。そうすると、その遺言書を使って、相続手続きを行うことができるようになります。もし、遺言書が無効であると思うときは、有効と主張する人がいるかぎり、遺言無効確認を求める裁判を行うこととなります。

見つけた遺言書が自分に都合の悪い内容だから知らなかったことにしたい、と思うこともあるかもしれませんが、相続に関する被相続人の遺言書を隠匿した者は、相続人となることができなくなってしまいます（相続欠格）。

ところで、これまで、裁判所での検認をしないで遺言書を使いたいと思うと、公正証書で遺言するしかありませんでした。しかし、相続法が改正されて、令和2年7月10日から、自筆証書遺言でも、法務局の遺言書保管制度を利用すれば、検認を行わなくてもよくなりました。遺言書保管制度を利用しようと思うときは、法務局の定める様式に沿った自筆証書遺言書を作成し、法務局に予約をして手数料を支払って行います。自筆証書遺言は、偽造・変造されたのではないか、遺言者のはっきりした意思能力がなかったのではないか、などの争いが生じやすいと思いますが、法務局に保管された自筆証書遺言であれば、遺言者本人が法務局に出向いて保管申請を行っていますので、そのような争いが生じにくくなることが期待されます。

とはいえ、遺言者の死亡後、法務局に保管されている遺言書を執行しようとするとき、法務局で遺言書情報証明書を取得する必要があります。何の手続きもなくすぐに執行できる公正証書遺言とは、スピードの点でやや劣ります。もちろん、検認よりは時間がかからないと思います。

## 5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 17日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付  
◇令和2年分所得税延納分の納付  
◇令和3年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告、6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)  
◇令和3年3月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知  
◇自動車税の納付  
◇鉾区税の納付



## 6月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付  
◇納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から令和3年分所得税の予定納税額の通知
- 30日◇令和3年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)  
◇令和3年4月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇個人住民税第1期分の納付  
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届提出(期限=支払後5日以内)



## ご案内

## ●康友会からのお知らせ

## 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和3年 5月 14日(金)  
令和3年 6月 16日(水)  
令和3年 7月 13日(火)  
弁護士 長谷川 留美子

## ●センターからのお知らせ

## 【無料よろず相談日(予約制)】

令和3年 5月 14日(金)

## ◎休日のお知らせ

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



## 葵総合経営センター・康友会ニュース

## 『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 佐藤 修 鍵谷辰也  
近藤陽介 長谷川直明 三宅由里

今年もプロ野球が開幕しました。今年も東京オリンピックが開催される予定であり、例年よりもスポーツが熱い年になっています。

我が地元球団である中日ドラゴンズはスタートダッシュとはいきませんでした。昨年の沢村賞投手である大野雄大選手を中心に鉄壁の投手陣を築いており、期待の持てるシーズンでもあります。

2011年度以来の優勝を目指して応援しましょう！  
長谷川直明